

改正

令和4年3月24日告示第39号

印西市消費者安全確保地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定に基づき、全ての市民の消費者被害の未然防止、早期発見、拡大防止等、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として設置する消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内における消費者安全確保のために必要な情報の収集及び取組に関すること。
- (2) 関係機関との連携及び協力体制の構築に関すること。
- (3) 消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組に関すること。
- (4) 消費者被害防止の広報及び啓発活動に関すること。
- (5) その他、消費者被害防止のため、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命するものとする。
- 3 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会の議事において、必要があると認めるときは、委員の追加を図ることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、印西市環境経済部経済振興課において処理するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、協議会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日告示第39号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条)

| |
|---------------------|
| 印西市社会福祉協議会 代表 |
| 印西市民生委員・児童委員協議会 代表 |
| 印西市地域包括支援センター 代表 |
| 千葉県弁護士会 代表 |
| 印西警察署生活安全課 課長 |
| 印西市社会福祉課 課長 |
| 印西市高齢者福祉課 課長 |
| 印西市障がい福祉課 課長 |
| 印西市市民活動推進課 市民安全担当課長 |
| 印西市教育委員会指導課 課長 |
| 印西市環境経済部 部長 |
| 印西市消費生活センター 消費生活相談員 |